

## 住民基本台帳ネットワークに関する事務 特定個人情報保護評価の再実施について

### 1 特定個人情報保護評価の概要

住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）は、住民の方々の利便性の向上と行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして整備されたものです。

マイナンバー制度の導入により、平成 27 年から、住基ネットで取り扱う本人確認情報に個人番号が新たに追加されました。マイナンバー制度では、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の保有に当たっては、その適正な取扱いを確保することにより情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、特定個人情報保護評価を実施することとされています。

### 2 特定個人情報保護評価の再実施について

令和元年 5 月に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証をできるようにすることとなりました。

これを受けて、県においても現在開発中である戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するための「附票連携システム」を使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定されるため、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価する必要があり、再実施を行うものです。

### 3 主な変更点

評価書の各項目について、附票連携システムに関する事項を追加する。

項目	項目の内容 ※下線部分を今回追加
① 取り扱う事務	・本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ・ <u>附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u>
② 対象となる者	・県内の市町の住民基本台帳に記録された者 ・ <u>県内の市町の戸籍の附票に記録された者</u>
③ 取り扱う情報	・本人確認情報（4 情報（「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報） ・ <u>附票本人確認情報（4 情報、住民票コード及びこれらの変更情報）</u>
④ 取り扱いプロセスにおけるリスク対策（対象ファイル）	・都道府県知事保存本人確認情報ファイル ・ <u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u>